

「新潟ステージチャンネル」創設・魅力発信業務等委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

本要領は、「新潟ステージチャンネル」創設・魅力発信業務等の実施に当たり、最も効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

「新潟ステージチャンネル」創設・魅力発信業務等委託（以下、「本事業」とする。）

(2) 業務内容

別紙1『「新潟ステージチャンネル」創設・魅力発信業務等委託に係る仕様書』に基づくものとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（火）まで

3 見積限度額

12,862,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（※会場使用料等、「新潟県文化祭2020」ステージ公演に必要な一切の費用を含む）

4 スケジュール

- ・募集公示 令和2年7月1日（水）
- ・質問書提出期限 令和2年7月7日（火） 17時00分
- ・質問に対する回答 令和2年7月10日（金）
- ・参加申込書提出期限 令和2年7月14日（火） 17時00分
- ・企画提案書提出期限 令和2年7月21日（火） 17時00分
- ・提案書説明会（プレゼンテーション） 令和2年7月27日（月）～29日（水）
- ・審査結果の通知 令和2年7月30日（木）

5 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは（公財）新潟県文化振興財団（以下「新潟県文化振興財団」とする。）ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

- (1) 公募方法 新潟県文化振興財団ホームページ (<https://www.niigata-bunka.jp/>) に掲載する。
- (2) 掲載期間 令和2年7月1日（水）から令和2年7月21日（火）まで
- (3) 交付方法 新潟県文化振興財団ホームページ掲載のファイルをダウンロードするか、交付場所にて受け取ること。
- (4) 交付場所 新潟県文化振興財団
〒951-8132 新潟市中央区一番堀通町3-13 電話 025-228-3577
※交付は土・日・祝日を除く9時から17時までに限る。

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人若しくは本件業務受託のために結成された複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全

て満たす者であること。

(1) 法人

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。
- カ 新潟県内に本社（本店）または事務所を有する者であること。

(2) 連合体

- ア 上記(1)アからカに示す要件のすべてを満たす法人により自主的に結成されたものであること。
- イ 連合体を構成する者のいずれの者も、他の連合体の構成員となっていないこと。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（連合体の場合は、代表する幹事業者）は、『新潟ステージチャンネル』創設・魅力発信業務等委託公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式1）を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 『新潟ステージチャンネル』創設・魅力発信業務等公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式1）
- イ 法人等の概要がわかるリーフレット等
- ウ 県税未納が無い旨の証明書（新潟県の県税の納税義務を有する者のみ）

(2) 提出期限 令和2年7月14日(火)17時【必着】

(3) 提出先 新潟県文化振興財団

(4) 提出方法 持参又は書留による郵送。

※持参する場合は、土・日・祝日を除く9時から17時までに限る。

(5) 参加辞退 提出後に申込みを辞退する場合は、必ず「5(4)交付場所」の連絡先へ連絡すること。

8 質問の受付及び回答

本要領の内容について質問がある参加申込者は、「質問書」（別紙様式2）を提出すること。

(1) 受付期限 令和2年7月7日(火)17時【必着】

(2) 提出方法 電子メール(宛先 jigyou@niigata-bunka.jp)

※件名は『新潟ステージチャンネル』創設・魅力発信業務等委託質問

(3) 回答方法 令和2年7月10日(金)に、新潟県文化振興財団ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

9 企画提案書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和2年7月21日(火)17時【必着】
- (2) 提出場所 新潟県文化振興財団
- (3) 提出方法 持参又は書留による郵送。(電話や口頭での質問は受け付けない。)
※持参する場合は、土・日・祝日を除く9時から17時までに限る。
- (4) 提出部数 ア 企画提案書(9部)
イ 提案者の過去5年間の同種又は類似の業務実績がわかる書類(9部)
ウ 見積書(可能な限り詳細な内訳を記載)(正本1部、写し8部)

(5) 企画提案の範囲

ア 「新潟ステージチャンネル」創設・運営業務

- ・スケジュール(工程、期間、テスト、納入時期等)
- ・創設後の管理・運用及び保守(障害発生時の対処方法、運用開始後における提案者と当方の役割分担、フォロー体制等)
- ・新潟を代表する文化の魅力を伝える動画のコンセプト(受託者として動画を作成する上でのねらい、効果等)、出演者
- ・その他企画の提案に必要な事項

イ 「新潟県文化祭2020」ステージ公演の実施運営業務

- ・公演のコンセプト(受託者として公演を実施する上でのねらい、効果等)、個別テーマ
- ・公演概要、スケジュール
- ・出演者(出演者、進行役、解説役等)など、イベントを構成する候補者の名称および出演内容
- ・出演者(出演者、進行役、解説役等)の略歴及び類似業務の実績
- ・告知ツール等(チラシ、ポスターなどの印刷物)の制作概要
- ・集客(動画の視聴を含む。以下同様)のための取組
- ・「新潟ステージチャンネル」を使用する生配信の概要
- ・その他企画の提案に必要な事項

ウ 「新潟県文化祭2020」広報業務

(ア) ホームページの制作

- ・スケジュール(工程、期間、テスト、納入時期等)
- ・アクセシビリティ確保の手法(サイト全体の構成、メニュー構成、トップページのデザインや構成、各ページのデザイン、情報検索方法、SEO対策等)
- ・導入後の管理・運用及び保守(障害発生時の対処方法、運用開始後における提案者と当方の役割分担、フォロー体制等)

(イ) その他効果的なPR

- ・チラシ等印刷物の作成
- ・パブリシティを中心とする効果的なPR方法

エ 実施体制等

上記ア、イ、ウの業務における実施体制(提案者の事業運営体制等)

※ 出演者については、出演に関して打診した上で、提案すること。(他社と重複しても差し支えないこと。)

※ 出演者に打診する際は、他社の打診を排除することのないよう留意すること。

※ 出演者の最終決定は、契約時に行う。

10 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、提案書説明会において、その内容についてプレゼンテーションを実施し、『新潟ステージチャンネル』創設・魅力発信業務等に関する公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）で適正・公平に審査した上で、受託業者を選定する。

なお、企画提案書の提出者が多数となった時は、プレゼンテーションの対象者を選定する場合もある。

(1) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者

(2) 提案書説明会（プレゼンテーション）の開催

ア 実施日 概ね令和2年7月27日（月）～29日（水）までの日程で開催予定。

イ 会場 県庁または新潟県民会館内の会議室で実施予定。

※実施日時、会場は決定次第、参加申込書を提出した者に別途通知する。

ウ 説明時間 45分以内（説明30分、質疑応答15分、機器類のセッティングに係る時間は別途。）

エ 説明方法 企画提案書の他、パネル、パソコン、ビデオ、プロジェクター等を持参して用いてもよい。（プロジェクターのスクリーンのみ当方で用意する。）

オ プレゼンテーションに参加しなかった者は失格とする。

カ プレゼンテーションの詳細事項については、申込書に記載の担当者に対し、電子メールにて通知する。

(3) 追加ヒアリングの実施

審査会が必要と認めるときは、プレゼンテーションに参加した者に対し電話等でヒアリングを実施することがある。

(4) 選定方法

審査会が、別に定める審査要領に基づき提案内容を審査し、最優秀提案者を決定する。

(5) 審査基準

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査項目及び配点は、次表のとおりとする。

ア「新潟ステージチャンネル」創設・運營業務	① 企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を理解し、提案内容に反映できているか。 ・動画の表示は、エリア、事業、分野ごとに区分されているなど、閲覧者が利用しやすいものか。 ・新潟を代表する文化の魅力を伝える動画は、ふさわしい内容となっているか。 	50/200
	② 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の動画を受け取り、適宜配信できる体制になっているか。 ・過去の事業開催実績から十分な業務ノウハウを持ち合わせているか。 ・実現可能な提案となっているか。 ・実施体制、実施スケジュール等は、実現可能な内容か。 	20/200
イ「新潟県文化祭2020」ステ	① 企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を理解し、提案内容に反映できているか。 ・集客を見込める出演者、プログラムになっているか。また、ジャンルに多様性があるか。 	50/200

ージ公演の 実施運營業 務		<ul style="list-style-type: none"> ・観客を飽きさせないメリハリのある構成になっているか。 ・新型コロナウイルス感染防止策は十分か。 ・障害者への配慮はされているか。 ・公演の生配信は適切に行えるか。 	
	② 広報・広告	<ul style="list-style-type: none"> ・集客力のあるチラシ、ポスターデザインとなっているか。 ・集客のための効果的な広報・広告の提案があるか。 	10/200
	③ 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事業開催実績から十分な業務ノウハウを持ち合わせているか。 ・出演者について、実現可能な提案となっているか。 ・実施体制、実施スケジュール等は、実現可能な内容か。 	10/200
ウ「新潟県 文化祭 2020」広報 業務	① 企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を理解し、提案内容に反映できているか。 ・ホームページは、文化祭の全体像が伝わる内容か。新潟ステーションチャンネルと連携がとれ、閲覧者が利用しやすいものか。 ・ポスター、チラシは、新潟県文化祭を印象づけ、見た人にアクションを起こさせるようなものか。 ・パブリシティを中心とする効果的な広報・広告等の提案内容はどうか。(プラスアルファの具体的提案があるか。) 	40/200
	② 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事業開催実績から十分な業務ノウハウを持ち合わせているか。 ・実施体制、実施スケジュール等は、実現可能な内容か 	10/200
エ その他	経済性	ア～ウの事業内容等に対して、必要な経費が適切に見積もられているか。	10/200

11 選定結果の通知

選定結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

12 契約の締結

新潟県文化振興財団は、審査会が最も優れた提案を行った者と特定した者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

13 注意事項

- (1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する費用（旅費、通信費を含む。）は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 本事業は、令和2年6月県議会定例会提出の令和2年度一般会計予算の成立を前提とした事業です。

(参考) 地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。